

議案第37号

久喜市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

久喜市固定資産評価審査委員会条例(平成22年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条・第14条」を「第15条・第16条」に改める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第14条を第16条とし、第13条を第15条とする。

第4章中第12条を第14条とし、同条の前に次の2条を加える。

(議事についての調書)

第12条 書記は、第7条、第8条及び第9条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) 事案の表示

(2) 会議の場所及び年月日

- (3) 会議の要領
 - (4) その他必要な事項
- (決定書の作成)

第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書正副各1通を作成しなければならない。

- (1) 主文
 - (2) 事案の概要
 - (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
 - (4) 理由
- 2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、市長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の久喜市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項、第12条並びに第13条の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方税法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。